

## このままで良いのか“日本”！ —どうなるこれからの社会保障制度—

団塊の世代が 75 歳に到達するいわゆる 2025 年問題が、来年 2022 年から始まります。

政府は、高齢化社会が進みこのままでは医療・介護の社会保障制度がもたないと、大宣伝を繰り返して、制度の縮小や利用者負担の増大に躍起になってきました。

### 「医療・介護総合推進法」でまず「介護保険」を改悪

介護保険で進められてきた制度改悪はまず 2014 年に「医療・介護総合推進法」を制定し、この法律に基づいて 2015 年に要支援を介護保険から外し、特養入所要件を「要介護度 3 以上」に限定しました。さらに、一定所得以上の家庭を 2 割負担に引き上げました。

2016 年には介護施設の食費・居住費の負担増、2017 年に高額介護費の負担上限引き上げ、2018 年に「総合事業」への移行を完全実施、40 歳～60 歳の介護保険料に「総報酬制」を導入し、さらに一定所得以上の人を 3 割負担に引き上げました。

2019 年に消費増税にともなう介護報酬改定、2020 年に介護保険料「総報酬制」の完全実施と、年を追って制度改悪が着実に進められてきました。



…次のターゲットに「医療」 窓口負担引き上げ・病床削減…

そして次なるターゲットである医療制度改悪が進められようとしています。すでに高齢者の窓口負担が、所得制限があるものの引き上げが決定しています。

そして何よりも問題なのは、病床数を削減し、公的医療機関の統廃合を進め、国民の受診機会を大幅に減らそうとしていることです。コロナ禍で空き病床がなく、入院も治療も受けさせてもらえずに自宅で孤独死するコロナ患者まで出ているこのときに、1 万床のベッド数を減少させることが国会で決定しているのです。

### 自己責任論を強調する「骨太の方針」（経済財政運営と改革の基本方針）

これらを推し進めるいわゆる「骨太の方針」の特徴は世代間の対立をあおりながら健康については自己責任論を強調していることでしょう。

そして高齢化社会になるのだからといっても予算に限りがあると、財政難を振り立てて国民負担の増大を凶ろうとしています。

…70 歳まで働け、と？

税金を減らして内部留保を増大し続ける大企業、働き方改革と称して不安定な雇用体系におかれ、さらに年金支給開始年齢の引き上げを目指して定年延長して、70 歳まで無理してでも働けという。このままで良いのか“日本”という感じです。



理事長 杉井則夫

# 障がい者の「65歳問題」・・・介護保険優先原則～ 障害者総合支援法第7条 を考える



障がい者は、日常を支援法のサポートで自立した生活を・・・

障害のある仲間たちは、障害者総合支援法という法律の下、様々な障害福祉サービスを利用し、そのサポートの下で、自立した生活を送っています。日中作業所に通うこと、ヘルパーとの外出、食事や入浴の介助など、一見介護保険のサービスと似た設計になっています。

## 65歳になると介護保険を優先利用で、自己負担が

障害があることで、生きてくために必要な支援を受けている仲間たちですが、65歳になったその日から使用出来なくなる！これが介護保険優先原則です。障害者総合支援法と介護保険の両方を利用する場合には、介護保険を優先的に利用しなければならないと規定されています。介護保険の利用は、すべての人が受ける義務でなく、必要な人が自己申請し、その利用には個人負担が生じます。

しかし、実際、障害福祉サービスで作業所に通い、布巾を縫っていた女性が、介護保険認定の申請をしなかったことを理由に自立支援法の給付を打ち切り、65歳になった翌日から介護保険のデイサービスに通所することになってしまったり、入浴支援を受けていた男性が、65歳になり、入浴支援を受けられなくなったという事例がありました。

## なぜ65歳で障害者支援法が利用できなくなる??

なぜ障がい者は、65歳になると強制的に介護保険に移行するのか、確かに似通った制度であり、サービス内容も近いものがあります。しかし、生きていくために必要な支援に対して、わずかな障害者年金の中から負担（応益負担）を強いることや、65歳という年齢を区切って、サービス内容の変更を余儀なくされることには、疑問を感じます。

国は基本的方針を打ち出し、あとは市町の判断に任せるスタンスを取っているのですが、静岡市の現状は、65歳を目途に本人や家族の意向を汲みながら、緩やかに移行する方向で動いています。

## 70歳であろうと、作業所で働く権利は奪えないはず

作業所で作業したいと願っていれば、それが70歳であろうと働く権利を奪うことはできないはずです。しかし、介護保険と総合支援法の統合は、法律施行当初から言われていますので、総合支援法の第7条の見直しどころか、いつの間にか、国の思惑通り事が進む可能性はあります。

今後も注視していかなければならない、障がい者問題のひとつです。

## 「障害者差別解消法」が改正・・・民間事業所も「合理的配慮」を

2016年4月に施行された「差別解消法」が改正されました。行政機関や民間事業所に対して“不当な差別的取り扱いの禁止”と“合理的配慮の提供”の2つのことを求めている法律で、施行時は民間企業に対して努力義務だった合理的配慮の提供が義務化され、3年以内に施行となります。

障害のある人が、暮らしやすい環境を、

積極的に整える事業者が増えることは、たとえスモールステップであっても重要なことであり、障害が「社会モデル」（社会の環境のあり方・仕組みが障害を作り出している）として捉えることが当たりまえになれば、仲間たちは今よりずっと生きやすくなります。



## コロナ禍でも工夫を重ねて...

### あすなろの家

## ひかいサロン 新メニュー “スラックレール”

スラックレールは、床に置いて乗り、バランスを取ることで、様々なスポーツで必要とされる「体幹」「バランス」「集中力」を養う事が出来るスポーツトイです。

見た目以上に、乗ること自体が難しいので、バランスを取って乗るだけでその効果が得られます。「体幹」「バランス」「集中力」を養うことで、特に高齢者は転倒しにくくなります。小さなお子様から高齢の方まで、年齢を問わずにトレーニングでき、軽くて素材も柔らかいので、場所も選びません。



## ウォークラリー →飯田地区を元気にしたい

昨年度は新型コロナウイルス感染症の流行により、地域の皆さまが楽しみにされているお祭りや地域行事がほとんど中止になってしまい、とても残念な年になってしまいました。ワクチン接種も始まりましたが、まだまだ大規模な行事やお祭りの開催は難しいのではと予想されます。

そこで、少しでも地域の皆さまが「元気になるれば」「笑顔になれる」との思いから、飯田地区内ウォークラリーを企画しました。当初予定の6月27日は、残念ながら台風接近で大雨予報のためやむなく中止。改めて、7月22日（木・祝日）に開催することとなりました。

### 風の子 保育園

## 保護者の「保育参加」（5歳児・1歳児）

5歳児の保護者は子ども同士の関係の中で、言葉でのやり取りや、問題を解決する姿から、我が子と共に他児の成長も感じていました。1歳児の保護者は、初めての保育園での我が子の姿に、同じ年齢の子どもと関わる姿や給食を自分で食べる姿など家庭では見られない我が子の姿に驚きや喜びを感じ、安心しましたという感想がありました。

## 10年ぶりに保育園での合宿!!

塩田川での川遊び。収穫した玉ねぎとじゃが芋を使ってカレー作り。水遊び場にお湯を溜めて、露天風呂。そして、お楽しみの宝探し。

子どもたちにとって合宿保育は、親と離れ、仲間と共に過ごした経験が子ども達の達成感や大きな自信に繋がっていくのだと改めて感じました。

（保護者より）合宿前の1週間は楽しみ半分、淋しさ半分。「合宿、ママがいないから自分で出来るようにしとかなないと！」とお手伝いを頑張った1週間。



みんな、宝物を手に入れました

合宿を終えて、カレーはおかわりするほど美味しかった事、お風呂が特別だった事、笑顔で話す姿に心が強くなった様に感じます。合宿後も“自分の事は自分でやる”続けられています。

# 任期満了にともない **法人役員(理事・監事)**を新たに選任

## 理事は1名退任 他は再任

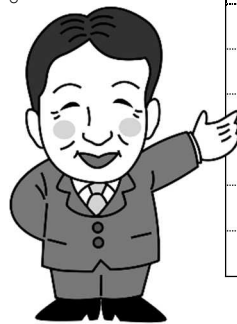
法人理事は、任期(2年)満了にともない、6月19日の評議員会において13名が選任されました。体調の都合により川又登氏が退任され、他の理事は全員再任され、新たに今年風の子保育園の園長に就任した白鳥昌世氏が選任されました。

さらに26日に開催された理事会において、杉井則夫理事を理事長に互選しました。

改めて全員の氏名を紹介します。

## 役員は評議員会により選任

そもそも、社会福祉法人の役員(理事・監事)・評議員の役割・選任・任期は法により定められており、役員は「評議員会」で選任されることになっています。



## 選任された役員

役職	氏名	職業・職歴等
理事長	杉井 則夫	会社役員
理事	岡 徹宗	僧侶
理事	加藤 建	元あすなろの家施設長
理事	鈴木 武	専門学校非常勤講師
理事	瀧戸 恵美	ともの家施設長
理事	大滝 裕子	元風の子保育園園長
理事	鈴木 公康	風の子保育園事務長
理事	千葉 哲光	あすなろの家施設長
理事	荻和 弘美	元特別支援学校教員
理事	福島 隆	元会社役員
理事	見機 和人	社会保険労務士・行政書士
理事	坪井 睦己	介護職員
理事	白鳥 昌世	(新任) 風の子保育園園長
監事	佐塚 明	元会社役員
監事	野田 和宏	元金融機関職員

## 評議員も改選

評議員の任期は4年で、今年改選の時期を迎え、「評議員選任・解任委員会」により以下の通り選任されました。

これまでの評議員のうち、安形公利氏、大石幸子氏、森秀一氏が退任され、他は再任されました。又、新たにボランティアの杉山洋一郎氏と安形弘恵氏、元理事の新宮富代氏と川又登氏が選任されました。

## 評議員

杉山 嘉一	飯田地区社協会長
佐藤 京子	静岡市行政相談員
大村 邦弘	風の子保育園後援会
深沢 禎二	飯田地区社協副会長
成田 育子	元あすなろの家職員
石川 厚子	地区社協副企画委員長
小林 豊子	元理事 医師
桑原 富士雄	元理事 との家保護者会
畑田 重夫	著述業
大木 文江	元あすなろの家家族会会長
海野 りゑ子	元理事
新宮 富代	元理事 元風の子園長
杉山 洋一郎	山原S型デイサービス
安形 弘恵	ボランティア
川又 登	元理事

## 理事会・評議員会の役割(定款)

定款の内容は法により厳密に規定され、定款は評議員会・理事会の役割を次のように決めています。

(評議員会の権限) 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。(1)理事及び監事の選任又は解任 (4)決算書類及び財産目録の承認 (5)定款の変更、その他理事及び監事の報酬の額や支給基準、財産の処分、その他法令で定められた事項。



(理事会の権限) 第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。(1)この法人の業務執行の決定 (2)理事の職務の執行の監督 (3)理事長及び業務執行理事の選定及び解職

定款は法人HPに掲載されています